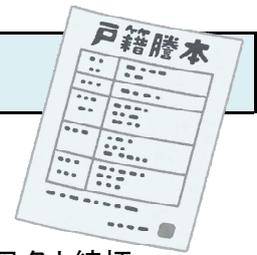


戸籍用語について



●「戸籍」とは

国民の身分関係を登録し、公に証明するため保管しているものです。
戸籍は、夫婦とその未婚の子を単位に作られており、氏名、生年月日、父母名と続柄、出生、婚姻、養子縁組などの事柄が記録されています。

●「本籍」とは

戸籍の所在する場所のことで、住所とは別に日本国内であれば自由に選択することも、移すこともできます。

本籍＝生まれたところ という意味ではありません。

●「戸籍の筆頭者」とは

筆頭者は、戸籍の始めに記載される人で、原則婚姻のときに「氏」が変わらなかった方が筆頭者になります。

また、**筆頭者は亡くなっても変わりません**。なぜなら、筆頭者とは戸籍を表示するための見出しとされ、本籍地と筆頭者で戸籍を特定するしくみとなっているからです。

●「除籍」とは

本籍を市外に移した場合や、戸籍構成員の最後の1人が婚姻や死亡などで抜けた場合、戸籍から除籍へと扱いが変わります。除籍にはこのように両方の意味があります。

●「改製原戸籍」とは

戸籍制度は、明治から今日までの間に様式の変更、法律の改正などが行われました。昭和32年の法改正では、それまで「家」を単位とした戸主制度から「夫婦」単位に改められ戸籍が作り変えられました。

この作り変えたときの元の戸籍のことを改製原戸籍といいます。
滝川市では平成13年に戸籍をコンピュータ化し、改製しています。
一般に先のを「昭和改製」、後のものを「平成改製」といいます。



●「戸籍謄本・抄本」とは

該当する戸籍の中の全員を複写したものを謄本、一部(1人または2人など)を複写したものを抄本といいます。ただし、コンピュータ化後は謄本は「全部事項証明書」、抄本は「個人事項証明書」と名称が変わりました。ただし、一般的には戸籍謄本・抄本と言っても差し支えありません。

●「戸籍の附票」とは

戸籍が新たにできたときや、その戸籍に入籍したときからの住所の異動を記録したもので、戸籍と一緒に本籍地で管理しているものです。